

第11回定時株主総会招集ご通知  
(交付書面に記載しない事項)

新株予約権等の状況  
会社の体制及び方針  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

ノイルイミューン・バイオテック株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 新株予約権等の状況

### (1) 当事業年度の末日において当社役員等が保有している新株予約権の状況

新株予約権の名称		第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2017年3月29日	2018年8月10日
新株予約権の数(個)		149(注)1	69(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)		普通株式 745,000(注)1	普通株式 345,000(注)1
新株予約権の払込金額 (1個当たり/円)		10,800	0
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 (1株当たり/円)		100	240
権利行使期間		2019年4月7日から 2027年3月31日まで	2020年8月11日から 2028年8月9日まで
行使の条件		(注)2	(注)2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 200,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 57個 目的となる株式数 285,000株 保有者数 1名
	社外取締役	—	—
	監査役	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 25,000株 保有者数 1名	—

新株予約権の名称		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2018年8月10日	2019年5月17日
新株予約権の数(個)		80(注)1	28(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)		普通株式 400,000(注)1	普通株式 140,000(注)1
新株予約権の払込金額 (1個当たり/円)		27,300	0
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 (1株当たり/円)		228	255
権利行使期間		2020年8月10日から 2028年8月9日まで	2021年5月18日から 2029年5月16日まで
行使の条件		(注)2	(注)2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 200,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 1名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

新株予約権の名称		第6回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日		2019年5月17日	2020年4月13日
新株予約権の数(個)		33(注)1	350(注)3
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)		普通株式 165,000(注)1	普通株式 175,000(注)3
新株予約権の払込金額 (1個当たり/円)		36,800	0
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 (1株当たり/円)		248	705
権利行使期間		2021年5月17日から 2029年5月16日まで	2022年4月14日から 2030年4月13日まで
行使の条件		(注)2	(注)2
役員の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 1名
	社外取締役	—	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 25,000株 保有者数 1名
	監査役	—	—

新株予約権の名称		第11回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日		2021年3月23日	2022年5月12日
新株予約権の数(個)		543(注)3	480(注)4
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)		普通株式 271,500(注)3	普通株式 48,000(注)4
新株予約権の払込金額 (1個当たり/円)		0	0
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 (1株当たり/円)		779	804
権利行使期間		2023年3月24日から 2031年3月23日まで	2024年5月13日から 2032年5月12日まで
行使の条件		(注)2	(注)2
役員の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 50,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 280個 目的となる株式数 28,000株 保有者数 2名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

新株予約権の名称		第13回新株予約権
発行決議日		2022年5月12日
新株予約権の数(個)		200(注)4
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)		普通株式 20,000(注)4
新株予約権の払込金額 (1個当たり/円)		9,200
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 (1株当たり/円)		780
権利行使期間		2024年5月13日から 2032年5月12日まで
行使の条件		(注)2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 120個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 1名
	社外取締役	—
	監査役	—

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は5,000株とする。

2. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役および従業員の地位にあることを要するものとする(ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、その他取締役会が相当な理由があると認めた場合を除く。)

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。

③新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

3. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は500株とする。

4. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は100株とする。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項 (2025年12月31日現在)

新株予約権の名称	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (名)	共同研究先 1
発行決議日	2019年8月7日
新株予約権の数 (個)	730 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (株)	普通株式 365,000 (注) 1
新株予約権の払込金額 (1個当たり/円)	0
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 (1株当たり/円)	255
権利行使期間	2020年8月7日又は上場した日のいずれか遅 い方から2029年8月6日まで
行使の条件	(注) 2

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は500株とする。

2. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者 (以下、「新株予約権者」という。) は、権利行使時においても、当社または当社子会社の関係者の地位にあることを要するものとする (ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、その他取締役会が相当な理由があると認めた場合を除く。)
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。
- ③新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

## 会社の体制及び方針

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要

- a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び「取締役会規程」等に則り、経営に関する重要な意思決定をする。
  - (b) 代表取締役社長は、「取締役会規程」に則り取締役から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、「取締役会規程」に従い職務を執行する。
  - (c) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
  - (d) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
  - (e) 取締役は、監査役が定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
  - (f) 管理部は「内部通報規程」に則り内部通報制度の利用を促進し、法令違反又は「Core Value」を阻害するような問題の早期発見に努める。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制株主総会及び取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「決裁規程」「稟議実施細則」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は必要に応じて適時見直し等の改善をする。
- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関するものを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
  - (b) 取締役は、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
- d. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
代表取締役社長は、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、代表取締役社長、取締役会、監査役、顧問弁護士等に報告できる体制を構築する。

- e. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 代表取締役社長は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
  - (b) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社は、監査役職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (a) 監査役は、取締役会以外にも経営会議及び予算会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
  - (b) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
  - (c) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査役に報告する。
- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
  - (b) 監査役は、会計監査人とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- j. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制  
当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための基本方針に基づき、企業としての業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めるため、以下の具体的取り組みを行っております。

- ①取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行っております。原則として、毎月1回の取締役会の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会をその都度開催しております。当事業年度（2025年1月～2025年12月）において取締役会は14回開催され、「取締役会規程」に基づき、各議案についての審議及び決定、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定の迅速化及び監督の実効性は確保されております。
- ②コンプライアンス研修については、年1回定期的に実施しており、「コンプライアンス規程」等の周知、徹底を実施しております。
- ③内部監査人は、当社の業務運営が法令、定款、社内規程類等を順守しているか確認するため、定期的に内部監査を実施しております。内部監査結果は改善点と共に代表取締役及び監査役に報告されております。また、監査役は、会計監査人、並びに内部監査担当者と必要に応じて会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況等について意見交換を行っております。
- ④反社会的勢力を排除するため、「反社会的勢力排除規程」に基づき、責任者を代表取締役とし、統括担当部署を管理部として運用を行っております。また、反社会的勢力排除に関して外部機関と連携し、指導を受けるとともに情報収集を図っております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益 剰余金				
			繰越利益 剰余金				
当期首残高	4,047,254	4,025,098	△3,353,702	—	4,718,649	6,847	4,725,497
当期変動額							
当期純損失(△)			△793,536		△793,536		△793,536
自己株式の取得				△20	△20		△20
当期変動額合計	—	—	△793,536	△20	△793,557	—	△793,557
当期末残高	4,047,254	4,025,098	△4,147,239	△20	3,925,092	6,847	3,931,939

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①仕掛品 個別法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ②貯蔵品 移動平均法による原価法

### 2. 外貨建の資産及び負債への本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 3. 引当金の計上基準

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒実績懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

#### ・ライセンスの供与による収益

当社は、研究開発により獲得した知的財産に係るライセンスの供与に基づく収入(契約一時金収入、マイルストーン収入等)を収益として認識しております。

ライセンスの供与に基づく収入は、原則として、約束の性質が当社の知的財産にアクセスする権利を提供するものと判定された場合にはライセンス期間にわたって充足される履行義務として収益を認識し、当社の知的財産を使用する権利を提供すると判定された場合にはライセンスを供与した時点で充足される履行義務として収益を認識します。

このうち、マイルストーン収入は、契約で定められた研究開発の進捗等の条件が達成されるまでは不確実性が解消されず、認識した収益が減額される可能性があることから、条件が達成された時点より収益を認識します。

取引価格は、契約で定められた金額に基づき、契約に含まれる他の履行義務への配分額を考慮した金額を収益とします。

取引の対価は、契約の締結やマイルストンの条件達成等から1年以内に顧客から支払いを受けます。なお、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
繰延税金資産 - 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来事業年度の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断した上で算定を行っております。課税所得の見積りは、取締役会により承認された翌事業年度の予算等を基礎としています。

上記のとおり、繰延税金資産は将来事業年度の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減少または増加し、この結果、税金費用が増減する可能性があります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 43,301,765株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
普通株式 125株

3. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が未到来のものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
 普通株式 2,501,700株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	2,948千円
一括償却資産	64千円
貯蔵品	1,118千円
資産除去債務	1,649千円
税務上の繰越欠損金	1,514,039千円
繰延税金資産小計	1,519,819千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,514,039千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,780千円
評価性引当額小計	△1,519,819千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金資産の純額	－千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達についてはエクイティファイナンスを活用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金については、通常1年以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、管理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権及び外貨建ての営業債務については、管理部が月別に為替相場のモニタリングを行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当社の営業債権は特定の大口顧客に集中する可能性が高いものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収入金、未収消費税等、未払金、未払法人税等、預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,918,321	—	—	—
合計	3,918,321	—	—	—

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報  
(財又はサービスの種類別内訳)

(単位：千円)

項目	当事業年度
	(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
一時点で認識する収益	—
一定期間にわたり認識する収益	5,000
ロイヤリティ	—
顧客との契約から生じる収益	5,000
その他の収益	—
事業収益	5,000

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

- ① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
契約負債 (期首残高)	5,500
契約負債 (期末残高)	—

- ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	90円	65銭
1株当たり当期純損失	18円	33銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。